

生駒市街路樹管理計画策定業務に係る公募型プロポーザルの実施について（公告）

令和 8 年 6 月 15 日

生駒市長 小 紫 雅 史

下記業務について、公募型プロポーザル方式による受託候補者の特定をするに当たり、参加者の募集を行うので、公告する。

記

- | | |
|------------------|--|
| 1 業 務 名 | 生駒市街路樹管理計画策定業務 |
| 2 業務内容及び 提出書類 | 別添 「生駒市街路樹管理計画策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領」のとおり |
| 3 業務期間 | 契約締結日から令和 9 年 2 月 26 日まで |
| 4 参加資格 | <p>プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項をすべて満たす法人その他の団体でなければならない。(個人を除く)</p> <p>(1) 市に一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・コンサルタント等の業種のうち、建設コンサルタント登録をしていることを要件とする。)を提出していること。</p> <p>(2) 公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。</p> <p>(3) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。</p> <p>(4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。</p> <p>(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。</p> <p>(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。</p> <p>ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体(個人にあっては個人)にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員に</p> |

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 平成28年度以降に国または地方公共団体等が発注した包括管理を含む街路樹や道路植栽に関する調査、方針検討または街路樹等管理計画作成や改定などの実績があり、またその実績が本業務の予定価格の3分の1(8,118,000円)以上であること。

(8) 管理技術者として、下記①～③のいずれかの資格を有するもの(提案者との雇用関係を証明できるものに限る)を配置できること。

①樹木医(一般財団法人日本緑化センターの認定資格)

②街路樹診断士(一般社団法人街路樹診断協会の認定資格)

③植栽基盤診断士(一般社団法人日本造園建設業協会の認定資格)

5 提出期限

令和8年7月6日(月)16時30分まで(必着)